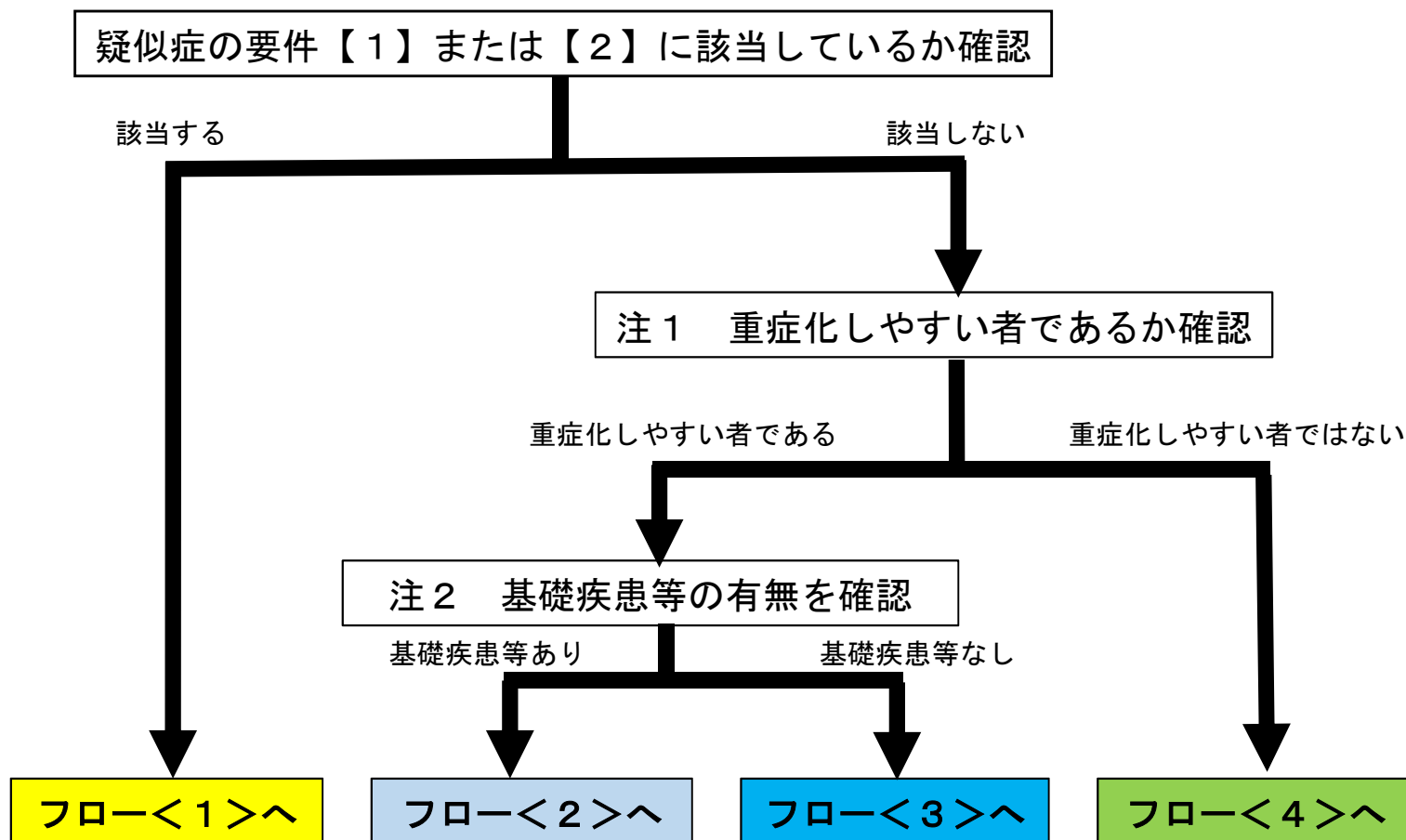




疑似症の要件【1】【2】

【1】「新型コロナウイルス感染症患者」と濃厚接触をした者で、

①発熱 または ②呼吸器症状を有する者

【2】発症から2週間以内に「流行地域を訪問した者」または「流行地域への渡航歴がある者と濃厚接触をした者」で

①発熱37.5度以上 かつ ②呼吸器症状を有する者

（詳しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年3月18日厚生労働省結核感染症課事務連絡）をご参照ください。）

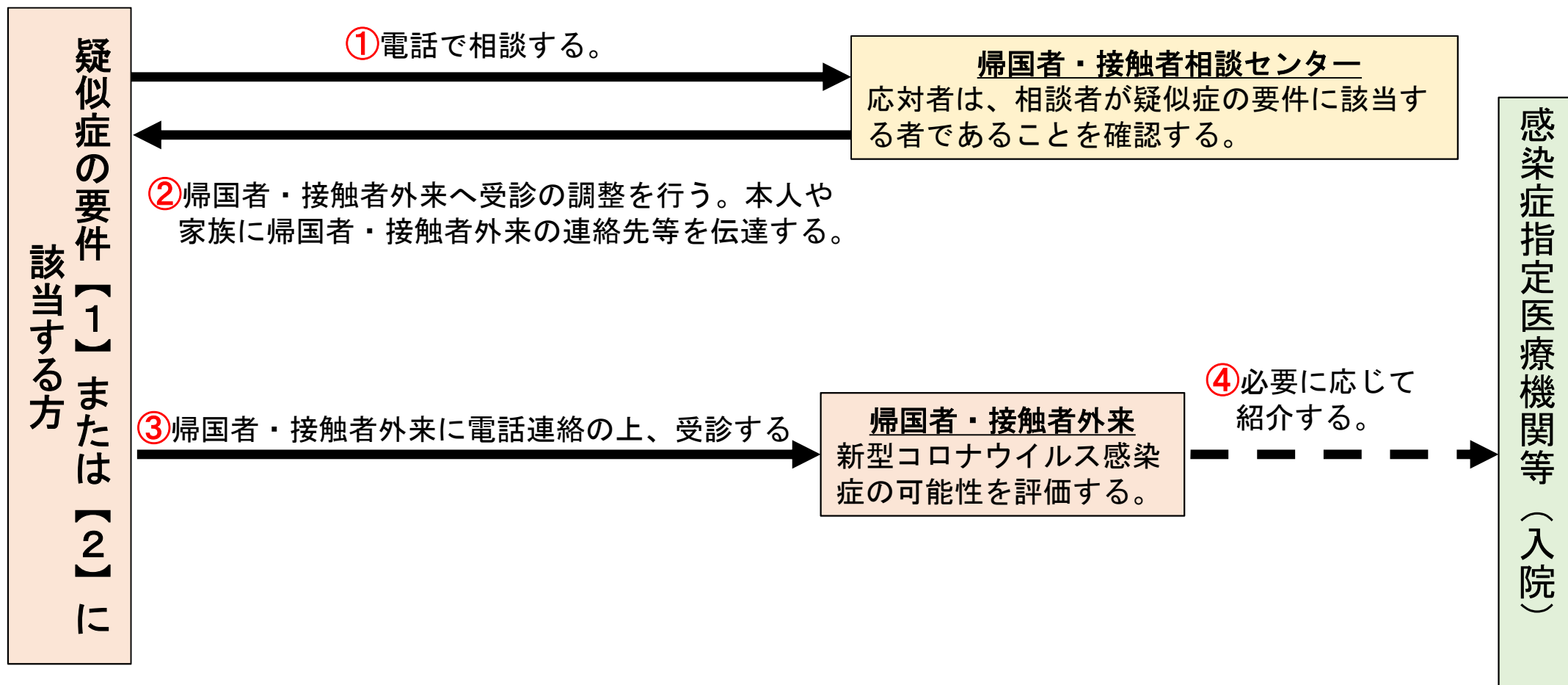
注1【重症化しやすい者】

- ・基礎疾患がある者
- ・妊婦
- ・高齢者
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者

注2【基礎疾患等】

- ・糖尿病
- ・心不全
- ・呼吸器疾患
- ・透析加療中
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている
- ・妊娠

フロー＜1＞



フロー＜2＞

重症化しやすい者かつ基礎疾患等を有している方
疑似症の要件に該当せず、

①電話で相談する。

帰国者・接触者相談センター

対応者は相談者が疑似症の要件に該当せず、重症化しやすい者かつ基礎疾患等を有している者であることを確認する。

②基礎疾患等のかかりつけ医に電話するように調整する。
その際にかかりつけ医より帰国者・接触者外来を受診するように言われた時のために、相談者に帰国者・接触者外来の連絡先等を伝えておく。

③かかりつけ医に電話で相談する。

かかりつけ医

相談内容に応じて、対応方針を検討する。
＜例：自医療機関受診、帰国者・接触者外来受診等＞

④対応方針を伝達する。

⑤帰国者・接触者外来に電話連絡の上、受診する。
(帰国者・接触者外来の受診を勧められた場合)

⑥必要に応じて紹介する。

帰国者・接触者外来
新型コロナウイルス感染症の可能性を評価する。

感染症指定医療機関等（入院）

フロー<3>

重症化しやすい者であるが、
疑似症の要件に該当せず、
基礎疾患等を有していない方

①電話で相談する。

帰国者・接触者相談センター

対応者は、相談者が疑似症の要件に該当せず、重症化しやすい者であるが、基礎疾患等を有していない者であることを確認する。

②帰国者・接触者外来へ受診の調整を行う。本人や家族に帰国者・接触者外来の連絡先等を伝達する。

③帰国者・接触者外来に
電話連絡の上、受診する。

帰国者・接触者外来
新型コロナウイルス感染症
の可能性を評価する。

④必要に応じて紹介する。

感染症指定医療機関等（入院）

フロー＜4＞

疑似症の要件に該当せず、
重症化しやすい方で無い方

①電話で相談する。

帰国者・接触者相談センター

- (1) 対応者は、相談者が疑似症の要件に該当せず、重症化しやすい者でないことを確認する。
- (2) 風邪の症状が発現してから帰国者・接触者相談センターに相談するまでの間に同じ症状で医療機関を受診したかを確認する。

※：風邪の症状が始まってからどこの医療機関も受診していない場合は、帰国者・接触者外来へ受診の調整を行う。
本人や家族に帰国者・接触者外来の連絡先等を伝達した上で、⑤へ。

②以前受診した医療機関に電話で問い合わせるように調整を行い、その際にその医療機関から帰国者・接触者外来を受診するように言われた時のために、帰国者・接触者外来の連絡先等を伝えておく。

③以前受診した医療機関へ電話する。

以前受診した医療機関

相談内容に応じて、対応方針を検討する。
＜例：自医療機関受診、帰国者・接触者外来受診等＞

④対応方針を伝達する。

⑤帰国者・接触者外来に電話連絡の上、受診する。
(帰国者・接触者外来の受診を勧められた場合)

帰国者・接触者外来
新型コロナウイルス感染症の可能性を評価する。

⑥必要に応じて紹介する。

感染症指定医療機関等（入院）